

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2016年9月5日（月）

第661号 本号3頁

「共謀罪」、4たび26日開会の臨時国会に提出を検討

政府は、重大犯罪の計画を話し合うだけで罪に問えるようにする「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を、今月26日開会の臨時国会に提出する検討を始めています。すでに紹介していますように、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、対象となる集団を絞り込むなど要件を見直し、東京五輪・パラリンピックを見据えたテロ対策強化を強調しています。03～05年、3回にわたって国会に提出されるたびに国民の反発で廃案となった法案が、復活する可能性が浮上しました。

26日、菅義偉官房長官は記者会見で、改正案について「国際社会と協調して組織犯罪と戦うことは極めて重要」と指摘。テロ対策強化などを目指して国連が2000年に採択した国際組織犯罪防止条約の締結に向け「法整備を進めていく必要がある」と強調しました。法案の内容については「慎重に検討している」とし、提出時期も「決まっていない」と述べています。

二階自民党幹事長 臨時国会提出を示唆

自民党の二階俊博幹事長は2日、テレビ番組の収録で「テロ等組織犯罪準備罪」について、「東京五輪を控え、テロ対策は極めて重要だ」「早く準備できればそれに合わせて対応すればいい」などと臨時国会への法案提出を示唆しました。

民進党、共産党 提案の動きを批判!

民進党の岡田克也代表は27日、横浜市で記者団の質問に答え、政府が「共謀罪」の名称と構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案を臨時国会に提出しようとしていることに関し、捜査機関による拡大解釈の可能性を強調しました。「本当に（適用対象が）絞り込まれているのかが重要だ。広がってしまうという大きな懸念がある」と述べました。また、海外では謀議に加わった段階で犯罪と認める傾向が強まっているとして「テロを考えると方向性は一定程度分かる。そのバランスをどう取っていくかということだ」と述べ、政府案が提出された場合、徹底的に議論する考えを示しました。

また、日本共産党の小池晃書記局長は29日、国会内での記者会見で国民の反対世論で3度にわたり廃案になった共謀罪について、参院選で公約すらしなかったにもかかわらず、テロ対策を口実に臨時国会に提出しようとしている暴走を批判しました。

日弁連の「共謀罪法案の国会提出に反対する会長声明」を紹介します。

いわゆる共謀罪法案の国会への提出に反対する会長声明

今般、政府は、2003年から2005年にかけて3回に渡り国会に提出し、当連合会や野党の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて取りまとめ、今臨時国会に提出することを検討している旨報じられている。

政府が新たに提出する予定とされる法案（以下「提出予定新法案」という。）は、国連越境組織犯罪防止条約（以下「条約」という。）締結のための国内法整備として立案されたものであるが、その中では、「組織犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」を新設し、その略称を「テロ等組織犯罪準備罪」とした。また、2003年の政府原案において、適用対象を単に「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」とし、また、その定義について、「目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」とした。さらに、犯罪の「遂行を2人以上で計画した者」を処



罰することとし、その処罰に当たっては、計画をした誰かが、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付した。

しかし、「計画」とはやはり「犯罪の合意」にほかならず、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっていない。また、「組織的犯罪集団」を明確に定義することは困難であり、「準備行為」についても、例えばATMからの預金引き出しなど、予備罪・準備罪における予備・準備行為より前の段階の危険性の乏しい行為を幅広く含み得るものであり、その適用範囲が十分に限定されたと見ることはできない。さらに、共謀罪の対象犯罪については、2007年にまとめられた自由民主党の小委員会案では、対象犯罪を約140から約200にまで絞り込んでいたが、提出予定新法案では、政府原案と同様に600以上の犯罪を対象に「テロ等組織犯罪準備罪」を作ることにしている。

他方で、民主党が2006年に提案し、一度は与党も了解した修正案では、犯罪の予備行為を要件としただけでなく、対象犯罪の越境性(国境を越えて実行される性格)を要件としていたところ、提出予定新法案は、越境性を要件としていない。条約上、越境性を要件とすることができるかどうかは当連合会と政府の間に意見の相違があるが、条約はそもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたものであり、共謀罪の対象犯罪を限定するためにも、越境性の要件を除外したものは認められるべきではない。

当連合会は、いわゆる第三次与党修正案について、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、共謀罪導入の根拠とされている、条約の締結のために、この導入は不可欠とは言えず、新たな立法を要するものではないことを明らかにした(2006年9月14日付け「共謀罪新設に関する意見書」)。また、条約は、経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策とは本来無関係である。

そして、以上に見たとおり、提出予定新法案は、組織的犯罪集団の性格を定義し、準備行為を処罰の要件としたことによっても、処罰範囲は十分に限定されたものになっておらず、その他の問題点も是正されていない。

よって、当連合会は、提出予定新法案の国会への提出に反対する。

2016年(平成28年)8月31日 日本弁護士連合会 会長中本和洋

憲法を守り、ひとりぼっちなくそう!

第30回日本高齢者大会

8月28~29日に都内で、「まちから村からの連帯でひとりぼっちの高齢者をなくそう」、「憲法を生かし戦争法廃止を」、「いまこそ人間らしく生きるために手をつなごう」と、第30回目の日本高齢者大会が開催されました。

5000名が参加した2日目の全体会では、中央実行委員長の富田浩康さん(全日本年金者組合中央執行委員長)は開会あいさつで、「情勢の大きな展開に応えるべく第30回大会を準備して来たが、昨日の講座、分科会では部屋に入りきれないところも出るなど、明日からの活動のエネルギーを手にされたと思う」と語りました。

記念公演は、先の都知事選挙で健闘したジャーナリストの鳥越俊太郎氏。「憲法70年 未来へのメッセージ」と題して講演しました。鳥越さんは「安倍首相はアベノミクスだけを語って選挙をやり、選挙が終わったら戦争法を推進している。これが安倍政権の騙しのテクニックであり、体質だ」と指摘。南スーダンに派遣する自衛隊に駆けつけ警護などの任務を加えれば、自衛隊が戦闘に参加することになると強調し、「戦後71年、自衛隊は1人も殺していない。殺されてもいない。これは世界に誇るべき宝だ。だめなものはだめと、しっかりと声を上げていこう」と満身の力を込めて呼掛けました。

また、基調報告で藤谷恵三事務局長は、今後1年間の課題を3点にわたって提案しました。一つは、「高齢者ならでは」の力を発揮して戦争法廃止・憲法を守る運動の先頭に立とうということです。「身をもって戦争の惨禍を経験し、焼け野原から世界一の長寿国をつくりあげてきた高齢者が、



戦争法廃止の実現とくらしと平和のために運動を広げることが全世代の国民の運動を励まします」と語りました。

二つは、高齢者の目の前の困難を一つ一つ解決する運動に取り組むこと。ひとりぼっちをなくそうと、居場所づくりにとりくむ。三つは、地域での高齢期運動の基礎となる地域連絡会づくりです。

大会では「高齢者の尊厳とくらしを守り、社会保障の充実を求める！」大会決議を採択し、来年の開催地、沖縄の代表に大会旗が引き継がれました。

憲法会議は、第30回日本高齢者大会に、大会開催のお祝いと、連帯と激励のメッセージを送付しました。

各地のとくみ

鳥取 「自民党改憲草案と現憲法」第1回学習会を開催

憲法改悪反対鳥取県共同センターは25日、鳥取市で「自民党改憲草案と現憲法」第1回学習会を開催しました。

鳥取民商・元事務局長の川本善孝氏が講師を務め、改憲案の前文、天皇の地位、9条(戦争放棄から安全保障へ)の問題点を指摘し、参加者で討論しました。

川本氏は、改憲案は天皇を元首とするほか、憲法から侵略戦争への反省、権力の源が国民に由来すること、全世界の国民に平和的生存権を保障する平和外交のいずれも削除していると批判しました。一方で、憲法に”積極的”平和主義や経済活動による国の成長を掲げ、国民に憲法尊重擁護義務や国旗・国歌尊重義務を課していると説明。さらに、戦争放棄の9条に変えて国防軍を持って制約なく集団的自衛権を行使する国に変え、国民に国防の義務を課していると指摘しました。

参加者は、自衛隊の現実や天皇の生前退位について意見交換しました。

兵庫 県弁護士会が共謀罪の学習会開催

憲法改悪ストップ兵庫県共同センターは、「戦争法廃止・改憲阻止」運動とともに、「各地域で連鎖学習会を！」と呼びかけています。そして、「市民弾圧法＝「共謀罪」の危険性 各地の行動スローガンに、追加を！」と、次のように訴え、その学習も呼びかけています。

安倍政権の暴走！ 過去5回廃案になった「共謀罪」を「テロ等犯罪準備罪」と名前を変えて臨時国会へ提出しようとしています。刑法は既遂行為がないと処罰できません。だが「数人が相談した」だけで逮捕出来る危険な法律なのです。既に「盗聴法」を改悪強化しているので、戦争法に反対する市民や団体を弾圧する危険性が大です。

兵庫県弁護士会は、行事案内の通り9/11に緊急学習会を開きます。しっかり学習して直ちに行動に立ち上がりましょう。

～どうして監視社会が止まらないのか～「共謀罪」法案を通して「監視社会」を考えよう

日時：9月11日(日) 13時半～

主催：兵庫県弁護士会、近畿・日弁連など

場所：兵庫県弁護士会館4階講堂

寸劇：「えっ、共謀罪！？ 悪い事せんかったら大丈夫・?!」

講演：斉藤貴男氏・ジャーナリスト

パネルディスカッション：斉藤貴男氏・坪井兵輔氏)



公布70年・憲法講座「今こそ、守り生かそう! 日本国憲法」

*講座 渡辺 治 一橋大学名誉教授 「憲法をめぐる参院選後の情勢と課題」(仮題)

*国会報告 日本共産党国会議員

とき 10月10日(月 体育の日) 午前10時30分から13時00分

ところ 全国家電会館5階講堂 資料代 1000円(学生500円)

【詳細はホームページで】